

都市計画法第32条協議事項と運用
(公園・緑地保全に関する協議)

公園に関する技術的細目について
公共施設(公園)の移管について

令和4年 4月 1日

小山市都市整備部公園緑地課

都市計画法第32条協議（公園施設）

はじめに

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発許可制度の運用については、関係法令・通達等ならびに栃木県開発許可制度運用基準によるもののほか小山市宅地開発指導要綱の定めるところにより、本市域における宅地開発事業を行う者（以下「事業者」という。）に対して適正な指導の基準を定めています。

この基準の摘要を受ける開発行為等においては、都市計画法第32条「公共施設の管理者の同意等」により公共施設を管理することとなる者（法第39条は公共施設の原則管理者をその公共施設の存する市町村と定めている。）と事前に協議を行うとしています。その事前協議（事前審査）の基準については、関係法令及び栃木県開発許可制度運用基準等に定める基準により協議を行うこととしています。

小山市公園緑地課においては、これらの基準のほかに、公園施設の有効かつ適切な維持管理をする上で技術的に必要な事項についても協議を行います。また、公共施設等の用に供する土地の管理及び帰属については、一般的ルールを定めた法第39条及び第40条（原則として公共施設等が存する市町村の管理、当該市町村に帰属すること。）、小山市要綱第7条（協定の締結）及び第21条（公共施設等の用地の帰属）により、事業者との管理及び帰属に関する協定を締結し、公園利用者の安全の確保と事故発生の防止を図ることとしています。以下、法第32条に関する協議事項について記述します。

〔関係法令の略称〕

| | |
|-----------------------|-------|
| 都市計画法 | 法 |
| 都市計画法施行令 | 政令 |
| 都市計画法施行規則 | 省令 |
| 都市計画法施行細則 | 規則 |
| 栃木県開発許可制度運用基準 | 県運用基準 |
| 栃木県開発許可事務要綱 | 県要綱 |
| 栃木県ひとにやさしいまちづくり条例 | 県条例 |
| 栃木県ひとにやさしいまちづくり条例施行規則 | 県施行規則 |
| 小山市宅地開発指導要綱 | 小山市要綱 |

目 次

| | |
|-------------------------|----|
| 1. 公園、緑地、広場に関する基準 | |
| (1)公園の配置及び規模 | 1 |
| (2)施設及び構造 | 2 |
| (3)その他 | 5 |
| 2. 都市計画法第32条協議(公園施設)フロー | 6 |
| 3. 公園施設事前協議関係書類一覧表 | 7 |
| 様式 | |
| 協議書 | 9 |
| 協議に対する回答書(様式第1号) | 10 |
| 協定書(様式第2号) | 11 |
| 工事完了届出書(様式第3号) | 13 |
| 管理引継ぎ書(様式第4号) | 14 |
| 都市公園台帳 | 15 |
| 公園台帳図 | 17 |
| 承諾書 | 18 |

1. 公園、緑地、広場に関する基準（技術的基準 法第33条）

開発区域内における公園、緑地及び広場は、開発区域周辺の状況を勘案のうえ、近郊住民が使用しやすい位置に、かつ、次の基準に適合するよう設けるものとする。

(1) 公園の配置及び規模（政令第25条第6、7号、規則第21条第1、2号、県運用基準第12）

開発区域の面積が1ha以上の開発行為にあつては、3%以上の公園、緑地又は広場を設置すること。

また、市街化調整区域及び未線引都市計画区域内（用途地域を除く）における20ha以上の開発行為にあつては、原則として開発区域全体の面積の6%以上の公園を設置するものとする。

① 用途区域の定められている区域内において行う開発行為又は、市街化調整区域及び未線引都市計画区域内（用途地域を除く）において行う20ha未満の開発行為

| 開発区域規模 | | 公園面積 | |
|---------|---------|-------------------------|-----------------------|
| | | 1,000 m ² 以上 | 300 m ² 以上 |
| 1ha 以上 | 3ha 未満 | — | 1箇所以上 |
| 3ha 以上 | 5ha 未満 | — | 2箇所以上 |
| 5ha 以上 | 20ha 未満 | 1箇所以上 | 1箇所以上 |
| 20ha 以上 | | 2箇所以上 | — |

※ 0.5ha未満については、法第32条の協議により緑地、広場とすることができる。

② 市街化調整区域及び未線引都市計画区域内（用途地域を除く）において行う20ha以上の開発行為

| 開発区域規模 | | 公園面積 | | 近 隣 公 園 | | 街 区 公 園 | |
|---------|---------|------|--------------------------|---------|-------------------------|---------|---------|
| | | 近 隣 | 街 区 | 箇 所 | 1 箇所の規模 | 箇 所 | 1 箇所の規模 |
| 20ha 以上 | 30ha 未満 | 1 | 10,000 m ² 以上 | 2 以上 | 1,000 m ² 以上 | | |
| 30ha 以上 | 40ha 未満 | 1 | 15,000 m ² 以上 | 3 以上 | 1,000 m ² 以上 | | |
| 40ha 以上 | 50ha 未満 | 1 | 20,000 m ² 以上 | 4 以上 | 1,000 m ² 以上 | | |
| 50ha 以上 | | 1 以上 | 25,000 m ² 以上 | 4 以上 | 1,250 m ² 以上 | | |

※ 街区公園は、誘致距離250mの範囲以内で1箇所配置するものとする。

※ 近隣公園は、1近隣地区当たり1箇所を誘致距離500mの範囲以内で配置するものとする。

(2) 施設及び構造

規則第 25 条（公園に関する技術的細目）

令第 29 条の規定により定める技術的細目のうち、公園に関するものは次に掲げるものとする。

第 1 号

面積が 1,000 m²以上の公園にあっては、2 箇所以上の出入口が配置されていること。

第 2 号

公園が自動車交通量の著しい道路等に接する場合は、柵又は塀の設置その他利用者の安全を図るための措置が講ぜられていること。

第 3 号

公園は、広場、遊戯施設等の施設が有効に配置できる形状及び勾配で設けられていること。

第 4 号

公園には、雨水等を有効に排出するための適当な施設が設けられていること。

①公園の形状

イ. 公園を設置する部分の地形はできる限り平坦地とし、1,000 m²以上の公園については、2 面以上の道路に接するものとし、それ以下の規模の公園についても、できる限り 2 面以上道路に接すること。（150 m²未満の公園については、道路に接する面を 6 m 以上とすること。）

なお、公園に接する道路の幅員は 6 m 以上とする。

ロ. 形状は正方形、長方形等公園施設が有効に配置できるものでなければならない。

②外さく

公園の外周には危険防止、境界の保全を目的として「さく等」を設置するものとする。

③施設

公園は、施設を設置するに必要な造成を行い、植栽、休養、遊戯、便益施設等を適切な位置に配置するものとする。なお、300 m²以上の公園施設については、次表を参考に設置するものとする。

| | 施 設 |
|---------|--|
| 児 童 遊 園 | 砂場、ブランコ、スベリ台、ベンチ、水飲場 |
| 街 区 公 園 | 砂場、ブランコ、スベリ台、鉄棒ラダー、シーソー、ジャングルジム、登はん木、石の山、プレイキャッスル、トンネル、ベンチ、ステージ、便所、水飲場 |
| 近 隣 公 園 | 上記に掲げる施設、運動施設、少年野球場、テニスコート、バレーコート、休憩施設、樹林地、花壇、築山、ガーデン、集会施設、野外ステージ、芝生広場 |

1) 公園敷地

- a. 隣地との高低差がないように造成し、段差があるような場合（20 cm以上）は、土留めを行うこと。
- b. 敷地内に水がたまらないように排水を考慮すること。
- c. 敷地全体に川砂を2 cm程度敷きならし、転圧すること。

2) 修景施設

- a. 常緑、落葉樹を適度に配置し、公園の緑化面積率を30%以上に確保を図ること。

植栽樹木参考

| | |
|-------|---------------------|
| 高 中 木 | シャラ、モミジ、キンモクセイ、モッコク |
| 低 木 | サツキツツジ |
| 生 垣 | レットロビン、タマツバキ |

緑化面積算定基準

| 区 分 | 樹 木 の 高 さ | | 面 積 |
|-------|-----------|--------|-----------|
| | 成木に達したとき | 植栽したとき | |
| 高 中 木 | 3.0m以上 | 1.5m以上 | 8.0㎡ |
| 低 木 | 3.0m未満 | | 地表をおおった面積 |

- ※・植栽時における樹冠の投影面積が8㎡以上の植栽樹木にあつては当該投影面積とする。
- ・生垣の面積は、生垣の延長に幅を0.5mとして乗じて得た面積とする。
- ・芝等の面積は、芝等がおおっている地表の面積とする。ただし、当該地内に樹木が植栽される場合は樹木の樹冠を除いた面積とする。

- b. 境界線より高木は3m、低木は1m以上離すこと。
- c. 生垣の植栽位置は、境界線より50cm程度離すこと。なお、生垣の高さは0.8~1.0m程度、樹幅は0.5m程度、植栽する樹木は延長1mにつき3本を標準とし、支柱を2m間隔で施すこと。（別紙図面参照）

- ※ 植栽樹木の枯補償期間を検査日より1年間とする。1年間の間に樹木に枯れが見られた場合は、事業者の責任において植替えを行う。

3) 休養施設

- a. ベンチは2基以上設置すること。（別紙図面参照）

※背付き・背なしのどちらでも良いが、純木材以外の材料（耐久性のある素材）とする。なお、座板及び背板は取替え可能な形状であること。
また、肘掛等の寝そべり防止の措置を行うこと。

4) 遊戯施設

- a. 砂場（ゴムラバー枠）、ブランコ、スベリ台（手摺りと滑面が一体となっているもの）を設置すること。
- b. 遊具は、メーカーの製品を使用し、どこかの何かをカタログ図面等により明確にすること。
- c. 遊戯施設の配置は、安全で快適な利用に必要な空間の確保を留意して配置すること。
- d. 遊戯施設については、別紙図面を標準とする。なお、各種施設の構造条件は別紙のとおりとする。

5) 便益施設

- a. 水飲場を設置すること。（別紙図面参照）

6) 管理施設

- a. フェンスは、メッシュフェンス（ $h=0.90\text{m}$ ）を標準とする。ただし、原則として道路に接する面は生垣とすること。
- b. ゴミ箱は設置しないこと。

7) その他の施設

- a. 出入口に園名板を設置すること（文字は丸ゴシック体）。
- b. 維持管理上、出入口の幅は3m以上とすること。また、勾配は8%以下とすること。
- c. 出入口の構造は、原則としてインターロッキング、平板、コンクリート舗装等とする。
- d. 出入口には車止め（可動式でカギがなく、持ちやすいもの）を設置すること。
- e. 出入口の道路側溝の蓋は、手掛けなし（もしくは穴カバー掛け）とする。
- f. 占用物件として防火水槽を設置する場合は、頂部周囲（ $2\text{m} \times 2\text{m}$ ）に張芝を行うこと。

※1,000 m^2 以上の公園については、トイレ、外灯等の施設も考慮すること。

(3) その他

開発公園における占用について

宅地開発によって新たに設置される公共施設（公園）で、市に管理・帰属する公園の公園施設以外の工作物、その他の物件又は施設（以下「占用物件」という。）の規制については、都市公園法及び同法施行令等により、次のとおり協議するものとする。

- ① 占用物件は、できる限り事前協議までに関係機関と協議を行い、都市公園法及び同法施行令等により、計画すること。
- ② 事前協議完了後、占用に関する事項が生じた場合は、その都度協議を行い管理することとなる者の同意を得ることとする。
- ③ 占用物件の引継ぎは、公園台帳及び公園台帳図に必要事項を明記のうえ、公共施設（公園）と同様に引き継ぐものとする。なお、占用物件は、小山市都市公園条例等により引き継ぐものとする。

〔都市公園の占用に関する規制法令〕

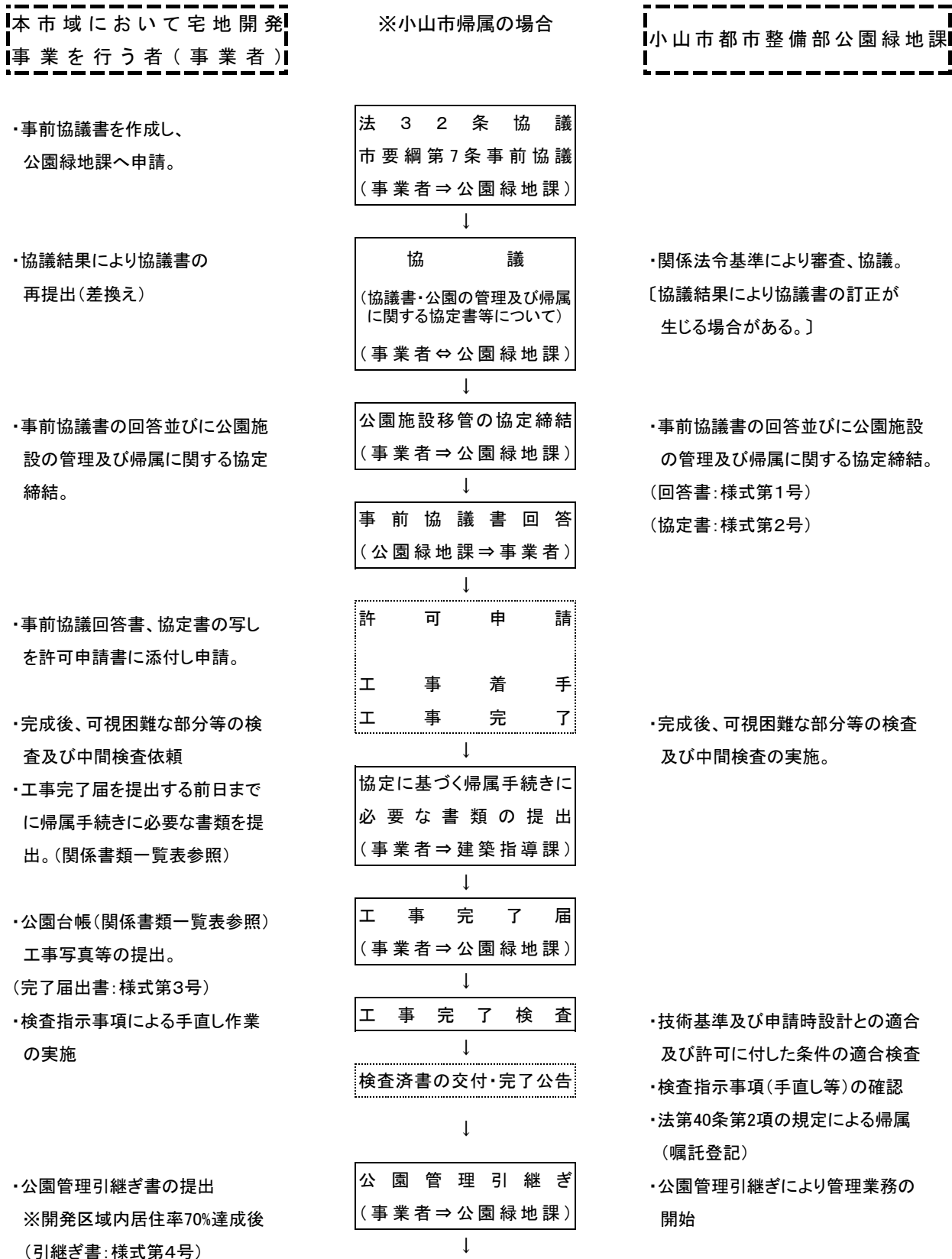
- ・ 都市公園法 （都市公園の占用許可） 第6条、第7条 参照。
- ・ 都市公園法施行令 （占用物件） 第12条 参照。
- ・ “ （占用に関する制限） 第16条 参照。
- ・ その他 小山市都市公園条例等参照。

——《同法施行令 第16条（占用に関する制限） 抜粋》

都市公園の占用については、次に掲げるところによらなければならない。

- 一 電線は、やむを得ない場合を除き、地下に設けること。
- 二 水道管、ガス管又は下水道管の本管を埋設する場合には、その頂部と地面との距離は、原則として1.5m以下としないこと。
- 三 法第7条第3号に掲げるもの並びに第12条第2号の2に掲げる水道施設及び下水道施設については、その頂部と地面との距離は、原則として1.5m以下としないこと。
- 四 防火用貯水槽で地下に設けられているものについては、その頂部と地面との距離は、原則として1m以下としないこと。

2. 都市計画法第32条協議(公園施設)フロー



都市公園法に基づく公園設置の公告(※該当する場合)

3. 公園施設事前協議関係書類一覧表

| 種 類 | 必 要 添 付 書 類 | 提 出 部 数 |
|----------------------------------|---|---------|
| 事前協議書 (小山市要綱第5条 第2項参照) | (1) 協議書(別紙様式) (2) 開発区域位置図 (3) 開発区域図 (4) 土地利用区域図 (5) 求積図 (6) 公図写 (7) 土地登記簿謄本 (8) 造成計画断面図 (9) 公園施設平面図 (10) 公園施設構造図 (休養、遊戯、管理施設及び出入り口、車止め等構造図) (11) その他必要なもの | 各2部 |
| 事前協議に対する (回答) | 様式第1号参照 | 1部 |
| | | |
| | | |
| 公園施設の管理及び 帰属に関する協定書 | 様式第2号参照 | 2部 |
| 公共施設(公園)の 帰属手続きに 必要な書類 | (1) 登記承諾書[建築指導課作成のもの] (捨印を承諾書部分及び土地の表示部分にそれぞれ押印 すること。) (2) 公図写(分筆後のもの) (3) 土地登記簿謄本(抵当権等は抹消すること。) (4) 印鑑証明 (5) 資格証明 注 ※道路と公園は別々の承諾書が必要。 ※個人の場合は(1)～(4)。 ※法人登記が小山市の場合は(1)～(3)。 ※法人登記が小山市外の場合は(1)～(5)。 | 各1部 |

| 種 類 | 必 要 添 付 書 類 | | | 提出部数 |
|--------------------|-----------------|--|-------|------|
| | 種 類 | 内 容 | サ イ ズ | |
| 公園台帳関係書類 | (1)公園台帳図 | ・工事完了後の確定測量をしたものとする。 ・位置図、区域図、平面図、公図写真量図、凡例等をA1版一枚にまとめるものとする。 | A1版 | 各1部 |
| | (2)公園台帳図 コピー | ・上記公園台帳図のコピー | A3版 | |
| | (3)公園台帳 | ・都市公園台帳第1号様式 | A3版 | |
| | (4)公園台帳 コピー | ・上記公園台帳のコピー | A3版 | |
| | (5)工事写真集 | ・完成写真(全景、各公園施設) | サービス版 | 1部 |
| 公共施設工事 完了届出書 | 様式第3号参照 | | | 1部 |
| 公共施設(公園) 管理引継ぎ書 | 様式第4号参照 | | | 1部 |

都市計画法第32条の規定に基づく公共施設の 協議について

開発行為の場所 小山市

開発行為の目的

開発区域の面積 m²

設置した公共施設

1. 公園

| 面積 | 施設の内容 |
|----------------|-------|
| m ² | |

2. 協議事項

- (1) 公園の管理の方法及び期間
- (2) 公園施設の帰属について
- (3) その他

都市計画法第29条の規定に基づく開発行為許可申請をしたいので、同法
第32条の規定に基づき上記のとおり協議します。

年 月 日

小山市長 様

申請者 住所

氏名

印

様式第 1 号

小公第 号
年 月 日

様

小山市長

都市計画法第 3 2 条の規定に基づく公共施設の協議について（回答）

年 月 日付けで申請のあった上記のことについて、下記の条件を
付して同意する。

記

- 1 公園敷地は、小山市に帰属すること。
- 2 開発許可基準（都市計画法第 3 3 条等）に適合した公園施設を整備すること。
- 3 公園の維持管理等については、別途協定書のとおりとすること。

様式第2号

公共施設（公園）の管理及び帰属に関する協定書

小山市宅地開発指導要綱（平成17年規程第26号）第7条及び第21条の規定に基づき、小山市（以下「甲」という。）と事業者_____（以下「乙」という。）とは、次に掲げる開発行為により設置した公共施設（公園）について次のとおり協定する。

| | | |
|---------|----------------|--|
| 開発区域の位置 | 小山市 | |
| 開発区域の面積 | m ² | |
| 事業者 | 住所又は所在地 | |
| | 氏名又は代表者 | |

1 公共施設（公園）の細目

| 公園名 | 公園 | 面積 | m ² |
|---------|----|----|----------------|
| 管理施設の内容 | | | |
| | | | |
| | | | |

2 施設及び用地の設計について

都市計画法第33条等に規定する開発許可基準等に適合した設計をすること。

3 土地の帰属について

(1) 公共施設（公園）の用に供する土地は、都市計画法第40条第2項の規定により、当該公共施設に係る同法第36条第3項の公告の日の翌日から甲に無償にて帰属するものとする。

(2) 乙は、前項に規定する帰属の手続きに必要な書類（小山市宅地開発指導要綱参照）を、当該開発行為工事完了届を提出する前日までに都市整備部公園緑地課へ提出する。

4 管理者について

将来の管理者は甲とする。

5 管理について

- (1) 都市計画法第39条の規定により同法第36条第3項の公告の日の翌日から甲とする。
- (2) 前号の規定にかかわらず、開発区域内の居住率が70%に至るまでは乙が管理を行い、それ以後は甲が行うものとする。ただし、甲がやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。
- (3) 第2号の規定により乙が管理を行なう間は、公園入口付近に管理者の表示を行ない適正な管理を行なうものとする。
- (4) 第2号の規定により乙が甲に管理を引き継ぐ際の公園は、雑草、枯木、公園施設の破損等が無く、管理が行き届いた状態であること。
- (5) 第1号の規定にかかわらず、除草及びゴミ清掃については、乙、当該開発区域内居住者又は当該居住者等で組織する公園等愛護里親会が行うものとする。
- (6) 第5号の周知は、乙が行うものとする。
- (7) 雨水浸透槽及びその他占用物件については乙が管理する。

6 その他

この協定に定めのない事項及びこの協定の履行について疑義が生じたときは、甲、乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

年 月 日

甲 小山市中央町1丁目1番1号
小山市
小山市長

乙

様式第3号

公共施設工事完了届出書

年 月 日

小山市長 様

届出者 住 所
氏 名

都市計画法第36条第1項の規定により、公共施設に関する工事が下記のとおり完了しましたので届け出ます。

記

1. 工事完了年月日 年 月 日
2. 開発区域の場所
3. 工事を完了した公共施設

| | |
|----------|-------------|
| ※協議回答日 | 年 月 日 小公第 号 |
| ※中間検査年月日 | 年 月 日 |
| ※完了検査年月日 | 年 月 日 |
| ※検査結果 | 合 否 |

備考 ※印のある欄は記入しないこと。

添付書類：開発区域図、確定測量図、工事写真

様式第4号

公共施設（公園）管理引継ぎ書

年 月 日

小山市長 様

事業者 住 所

氏 名

代表者

公共施設（公園）の管理及び帰属に関する協定により、下記のとおり管理引継ぎ致したく提出します。

記

| 開発許可年月日及び番号 | | 年 月 日 小建指第 号 |
|---------------|-----|--|
| 開発許可を 受けた者 | 住 所 | |
| | 氏 名 | |
| 公 園 名 称 | | |
| 公 園 所 在 地 | | |
| 公 園 敷 地 面 積 | | |
| 完 了 年 月 日 | | |
| 管 理 引 継 ぎ 日 | | 都市計画法第39条による公告の日の翌日 又は、開発区域内居住率が70%に達した翌日 |

※ 除草、ゴミ清掃については、事業者又は、開発区域居住者が行うものとします。

なお、居住者への周知徹底は事業者が行います。

記入例

都 市 公 園 台 帳

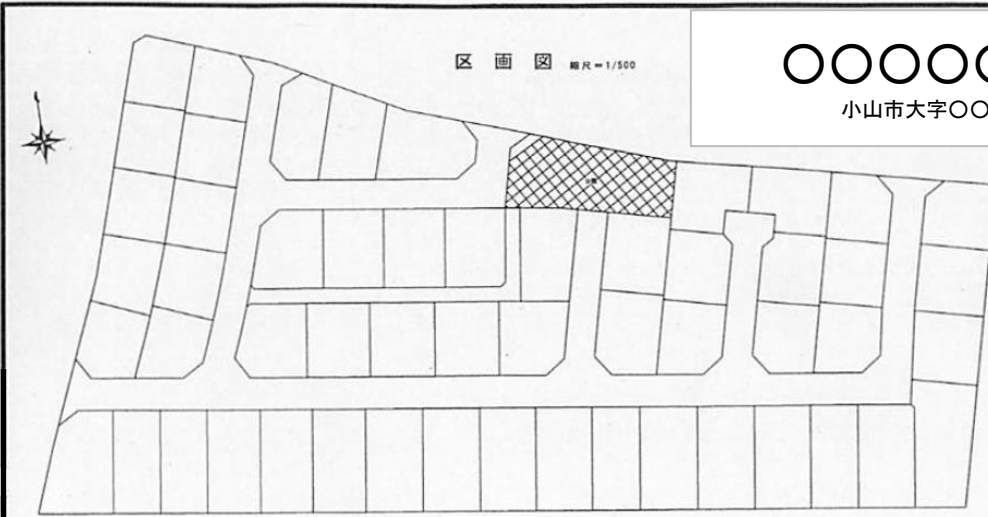
第1号様式

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---------------------------------|---|----------|--------|------------|------------------|---------------------------------|------------|--------|----------------|-------|-----|---------|------------|------|------------------|-----|-----|------|
| 整理番号 | B- | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 都市公園の名称 | 〇〇 | 〇〇 | こ | えん | 所在地 | 小山市大字〇〇字〇〇〇番地 | | | 設置年月日 | 年 月 日 | | | 公園種別 | | | | | |
| 沿 革 の 概 要 | この公園は、〇〇〇〇によって、都市計画法第29条により〇〇年度に、〇〇㎡に専用住宅 | | | | | 法 規 関 係 数 | 法 令 | | 年 月 日 | | | 適 用 関 係 | | | | | | |
| | 〇〇区画を分譲目的として、開発した区域に設けた公園である。 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 都 市 計 画 関 係 | 計 画 決 定 | | | | | 事 業 認 可 | | | | | | | | | | | | |
| | 告示年月日 | 告示番号 | 計画番号 | 面積 | 備考 | 告示年月日 | 告示番号 | 事業期間 | 面積 | 備考 | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 主 要 な 公 園 施 設 | 図面対 照番号 | 種類及び名称 | 構造及び規模 | 工作物 の数量 | 備 考 設置年月日等 | 主 要 な 公 園 樹 木 | 図面対 照番号 | 樹木の名称 | 規 格 | | | 単 位 | 数 量 | 備 考 | 法 規 関 係 | 法 令 | 年月日 | 適用関係 |
| | 1 | スベリ台 | 〇〇 | 〇 基 | | | | サクラ | 〇.〇 | 〇.〇 | 〇.〇 | 本 | 〇 | | | | | |
| | 2 | 砂場 | 〇m×〇m | 〇 基 | | | | アジサイ | 〇.〇 | | 〇.〇 | 株 | 〇 | | | | | |
| | 3 | ベンチ | 〇〇〇 | 〇 基 | | | | モミノキ | 〇.〇 | | 〇.〇 | 本 | 〇 | | | | | |
| | 4 | 水飲み | 〇〇〇 | 〇 基 | | | | ヒバ | 〇.〇 | | 〇.〇 | 〃 | 〇 | | | | | |
| | 5 | 車止め(可動式) | 〇〇〇 | 〇 基 | | | | ユキヤナギ | 〇.〇 | | 〇.〇 | 株 | 〇 | | | | | |
| | 6 | 園名板 | | 〇 基 | | | | ツツジ | 〇.〇 | | 〇.〇 | 〃 | 〇 | | | | | |
| 7 | ネットフェンス | H= m | 〇 m | | 占 用 物 件 | 図面対 照番号 | 種類及び名称 | 構造及び規模 | 建築面積及び 敷地面積 | | 氏 名 | 住 所 | 使用料 (円) | 期間備考 | | | | |
| | | | | | | 8 | 電 柱 | コンクリート | 〇 本 | | | | | | | | | |
| | | | | | | 9 | 支 線 | | 〇 本 | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

都 市 公 園 台 帳

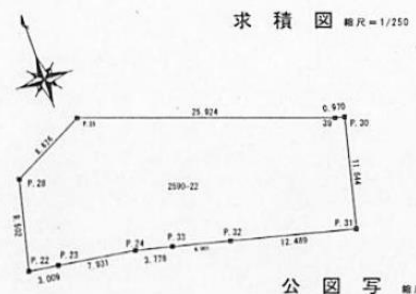
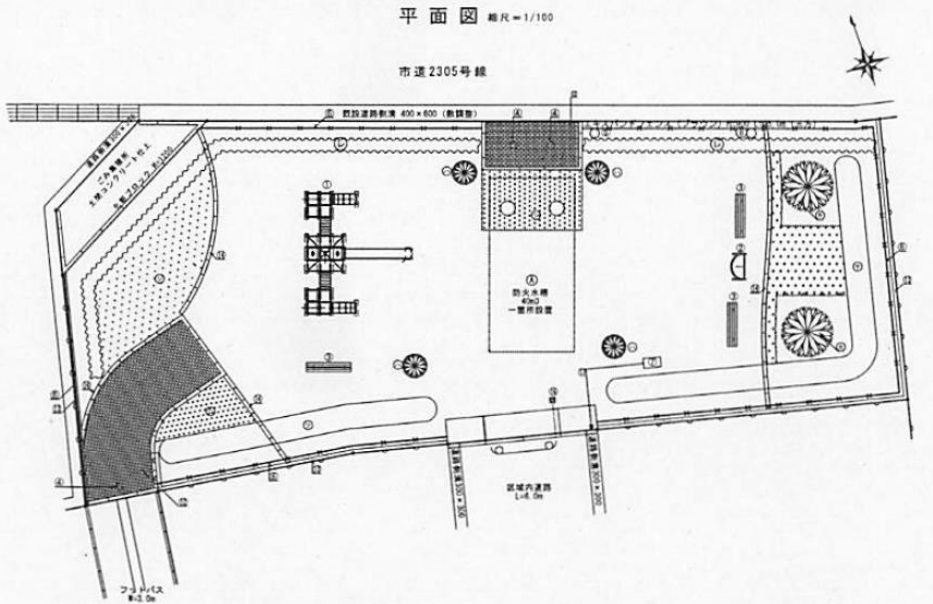
第1号様式

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---------|---------|--------|------|--------|------|---------|---------------|-----|-----------------|--------|-------------|------|--------------|------|------------------------|-----|-----|-----|-----|--|------------|-----|-------|------|--|
| 整理番号 | B- | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 都市公園の名称 | | | 所在地 | | | 設置年月日 | 年 月 日 | | | 公園種別 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 沿革の概要 | | | | | | 法規関係 | 法 令 | | 年 月 日 | | 適 用 関 係 | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | 敷地面積 | 面 積 土 地 所 有 者 | | 土 地 所 有 者 別 面 積 | | 用 地 取 得 方 法 | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 都市計画関係 | 計 画 決 定 | | | | | 事 業 認 可 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 告示年月日 | | 告示番号 | | 計画番号 | 面 積 | | 備 考 | | 告示年月日 | | 告示番号 | | 事業期間 | | 面 積 | | 備 考 | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 主要な公園施設 | 図面对照番号 | 種類及び名称 | | 構造及び規模 | | 工作物の数量 | 備 考 設置年月日等 | | 主要な公園樹木 | 図面对照番号 | 樹木の名称 | | 規 格 H C W | | | 単 位 | 数 量 | | 備 考 | | 法規関係 | 法 令 | 年 月 日 | 適用関係 | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | 占用物件 | 図面对照番号 | 種類及び名称 | | 構造及び規模 | | 建 築 面 積 及 び 敷 地 面 積 | | 氏 名 | | 住 所 | | 使用料 (円) | | 期間備考 | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |



〇〇〇〇〇公園

小山市大字〇〇字〇〇



| 区画番号 | 面積 | 所有者 | 用途 | 備考 |
|---------|----------|---------|-------------|--------|
| 2590-22 | 275.03 | 〇〇〇〇 | 公園 | |
| P.20 | 26424.17 | 2775.03 | 28274.24306 | 0.930 |
| 19 | 26514.38 | 2775.08 | 28274.30468 | 3.324 |
| P.21 | 26532.41 | 2760.43 | 28081.26144 | 4.216 |
| P.24 | 26542.26 | 2760.55 | 28046.19917 | 4.392 |
| P.25 | 26548.35 | 2775.25 | 28284.06480 | 3.509 |
| P.23 | 26513.11 | 2767.77 | 28074.03777 | 7.311 |
| P.22 | 26518.03 | 2768.41 | 4554.01664 | 3.782 |
| P.27 | 26517.33 | 2625.24 | 4213.18427 | 4.301 |
| P.28 | 26515.26 | 2780.40 | 6842.14399 | 12.489 |
| P.29 | 26517.86 | 2777.75 | 14115.92444 | 11.444 |
| 計 | | 2844.88 | 844.58929 | |
| | | | 512.2346181 | |
| | | | 332.3546718 | |

公園写

縮尺=1/600

小山市本郷町三丁目



| 対照番号 | 名称 | 単位 | 数量 | 備考 |
|------|------------|----|-------------------------|---------------------|
| ① | コンプレッション遊具 | 基 | 1 | 鋼管・鋼材 目録産業務 |
| ② | ストレッチ遊具 | 基 | 1 | 0.85×0.55×2.2 目録産業務 |
| ③ | ベンチ | 基 | 3 | 鋼管 軽水板脚部 |
| ④ | 草止め(可動式) | 基 | 3 | ピシヤン社上 鋼コブキ |
| ⑤ | 遊歩板 | 基 | 1 | 板木φ100・h1500 鋼ナベシマ |
| ⑥ | ネットフェンス | m | 67.4 | H=900エクスバンド 鋼製材φ10鋼 |
| ⑦ | 水取み溝 | 基 | 1 | 磁石 鋼サカネ |
| ⑧ | イナロッキング | m | 27.6 | 100×200×60 エスビック製 |
| ⑨ | 噴霧打機盤 | m | H600×9.50 H500×25.84 | 1型 H600・500 |
| ⑩ | 地盤埋戻ブロック | m | 43.37 | 規格 120×150×600 |
| ⑪ | 水運管 | m | 7 | φ200mm |
| ⑫ | 埋込管 | m | 24 | φ100mm |

| 表示 | 名称 | 形寸法 | | | 単位 | 数量 | 備考 |
|----|--------|-----|---|---|----------------|-------|---------|
| | | H | C | W | | | |
| カ | カツラ | | | | 株 | 7 | 高木(公園内) |
| ハ | ハナミズキ | | | | 株 | 4 | 高木(公園内) |
| ツ | ツツジ | | | | 株 | 140 | 中木(公園内) |
| サ | サツキ | | | | 株 | 163 | 低木(公園内) |
| レ | レッドロビン | | | | 株 | 83 | 低木(公園内) |
| シ | 芝 | | | | m ² | 47.44 | (公園内) |

承 諾 書

末尾記載の土地は、 敷地として 年 月 日都市計画法
第四〇条第二項の規定により小山市へ帰属したので、その所有権移転登記を
することを承諾する。

年 月 日

栃木県小山市長

殿

土 地 の 表 示

| 小山市 | | | | | |
|-----|---|----|----|----|----|
| 大字 | 字 | 地番 | 地目 | 地積 | 附記 |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |